

(互選資料)

枚方市建築審査会委員名簿（再任及び新任50音順）

（任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日まで）

役職	氏名	分野	所属、役職等	委嘱始期
委員	サノ 佐野 こずえ	都市計画	近畿大学 講師 (建築学部 建築学科)	平成28年7月1日
委員	テラジマ ヒロユキ 寺地 洋之	建築	大阪工業大学 教授 (工学部 建築学科)	令和4年7月1日
委員	ヒガシノ ヒロト 東野 裕人	経 済	(元) 大阪国際大学 准教授 (グローバルビジネス学部 グローバルビジネス 学科)	平成29年9月25日
委員	ミヤ マリ 三宅 真理	公衆衛生	関西医科大学 非常勤講師 (衛生・公衆衛生学講座)	令和2年7月1日
委員 (新任)	アベ シュウセイ 阿部 宗成	法 律	奏和法律事務所 弁護士	令和6年7月1日
委員 (新任)	コタニ マリ 小谷 真理	法 律	同志社大学 准教授 (政策学部)	令和6年7月1日
委員 (新任)	カカハ サトシ 中迫 悟志	行 政	大阪府都市整備部住宅建築局 建築指導室長	令和6年7月1日

令和 6 年度 第 2 回

枚方市建築審査会議案書

日 時 令和 6 年 9 月 5 日（木）

午前 10 時 00 分～

場 所 枚方市役所 分館

4 階 会議室

議 案 第 3 号

宇山町における建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可について

議 案 番 号	第 3 号	適 用 条 文	建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号
申 請 者 氏 名	ダイワプランニング 代表者 篠塚 敏明		
敷 地 位 置	枚方市宇山町 114 の一部		
地 域 地 区 等	第二種中高層住居専用地域（指定建蔽率 60%、指定容積率 200%）、 準防火地域、第二種高度地区		

主 要 用 途	一戸建ての住宅		
敷 地 面 積	138.05 m ²		
工 事 種 別	新 築		
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
建 築 面 積	70.38 m ²		70.38 m ²
延 べ 面 積 (容積対象面積)	131.65 m ² (131.65 m ²)		131.65 m ² (131.65 m ²)
構 造	木 造		建蔽率 50.99%
階 数	2 階		
建築物 の 高 さ	最高	8.413m	容積率 95.37%
	軒高	6.265m	

< 提案基準 5 適用確認表 >

高さ 10m 以下 階数 3 階以下（地上部分）	○	高さ：8.413m 階数：2 階		
建築物の構造	－	耐火建築物等	－	準耐火建築物等
	－	令和元年国交省告示第 194 号第 4 第 1 号イに掲げる構造方法としたもの		
	－	安全上、防火上、衛生上支障がないと認められるもの 外壁：防火構造 軒裏：防火構造		
協定通路	現況幅員		3.28～4.00m	
	延長距離		54.09m	

許可を要する事項	敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物の接道義務の適用除外
周囲の環境	本申請地は、建築基準法上の道路に接続する協定通路に接している。当該協定通路に面しては、申請建築物と同様の一戸建ての住宅が立ち並んでいる。
調査意見	本申請地前面の通路については、通路協定が締結されており、「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号空地」として判定されている。 本件許可に関して、通路、建築物及びその敷地は、「法第 43 条第 2 項第 2 号許可取扱要領」の提案基準 5 の内容のうち通路延長にかかる基準を除いた条件に適合している。また、通路協定書の通路整備計画図に基づいて避難通路が確保される計画である。 従って、本申請については、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認められる。

◎ 適用条文

- ・ 建築基準法第 43 条

建築物の敷地は道路(次に掲げるものを除く。第 44 条第 1 項を除き、以下同じ。)に 2 m 以上接しなければならない。

 - 一 (略)
 - 二 (略)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

 - 一 (略)
 - 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
- ・ 建築基準法施行規則第 10 条の 3

法第 43 条第 2 項第 1 号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

 - 一 (略)
 - 二 (略)

2 (略)

3 (略)

4 法第 43 条第 2 項第 2 号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

 - 一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。
 - 二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員 4 メートル以上のものに限る。)に 2 メートル以上接すること。
 - 三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

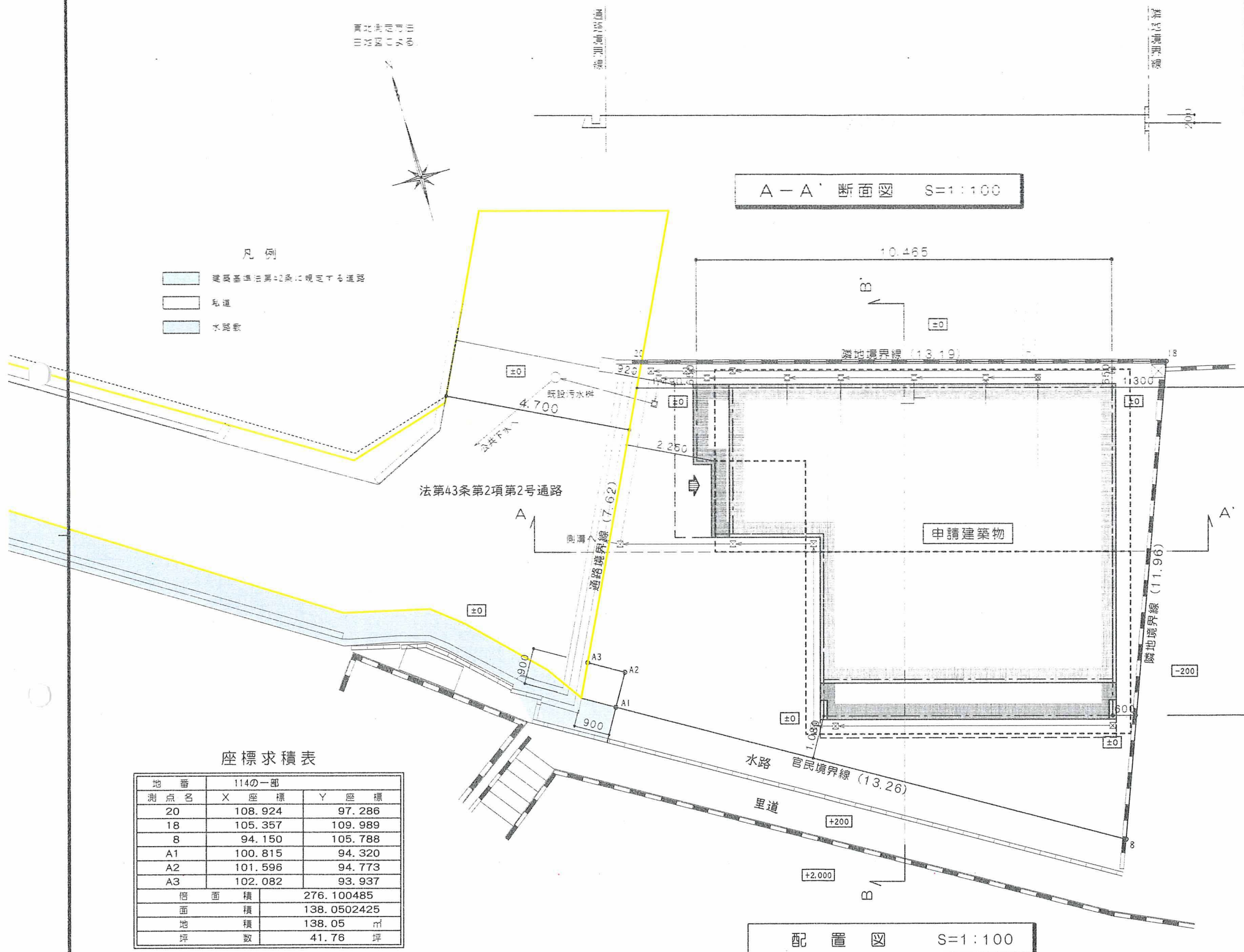


位置図 S=1:2500

一般建築士

新家裕万

登録第 307942 号



- 凡例
- 道路幅員10m以上の道路に適用する施設
 - 私道
 - 水路
- 記号
- 道路幅員10m以上の道路に適用する施設
 - 道路幅員10m以上の道路に適用する施設
 - 道路幅員10m以上の道路に適用する施設
 - 道路幅員10m以上の道路に適用する施設
 - 道路幅員10m以上の道路に適用する施設
 - 道路幅員10m以上の道路に適用する施設
 - 道路幅員10m以上の道路に適用する施設
 - 道路幅員10m以上の道路に適用する施設

A-A' 断面図 S=1:100

B-B' 断面図 S=1:100

配置図 S=1:100

座標求積表

地番	114の一部	
測点名	X座標	Y座標
20	108.924	97.286
18	105.357	109.989
8	94.150	105.788
A1	100.815	94.320
A2	101.596	94.773
A3	102.082	93.937
倍面積	276.100485	
面積	138.0502425	
地積	138.05 m ²	
坪数	41.76 坪	

工事名	宇山町 新築工事	2024.6.
場所	枚方市宇山町114番の一部	S=1:100
図名	配置図	N0.
新家設計事務所 一級建築士 新家裕万 登録第307942号 大阪府枚方市三栗2丁目15番25号 TEL(072)867-7104 FAX(072)867-7105		